

ご相談内容		弁護士費用	補足
法律相談		30分:1万円	
契約書	作成	10~20万円	別途費用が発生することなく顧問料の範囲内で行うことが出来る場合もありますので、顧問契約の締結をおすすめしています。
	チェック	5~10万円	
英文書	チェック	20万円~	
クレーム対応		交渉で解決:20万円前後	別途費用が発生することなく顧問料の範囲内で行うことが出来る場合もあります。
		民事調停で解決:40万円前後	
		民事訴訟で解決:80万円前後	

●企業様向け

ご相談内容		弁護士費用	補足
労務問題	交渉のバックアップ	1時間:5万円	
	社員との直接交渉	着手金・報酬金:25万円	
	労働審判	着手金・報酬金:40万円	
	裁判	着手金・報酬金:80万円	
債権回収・ 売掛金回収	交渉のバックアップ	1時間:5万円	
	内容証明郵便での請求	着手金:15万円 報酬金:回収額の20%	
	相手との直接交渉	着手金:20万円 報酬金:回収金額の25%	
	裁判	着手金:50万円 報酬金:回収額の25%	
再生・倒産	破産	負債総額3億円:290万円前後 負債総額1億円:190万円前後	会社が有している現金の額に応じて費用をご相談させていただくことも可能です。
		負債総額1000万円:32万8000円	現金が全くない場合、弁護士費用の分割払いも可能です。
不動産業	不動産会社様・不動産オーナー様の顧問	月額3万円(税別)~	現在特にトラブル等がないという方向けに月額1万円(税別)の顧問契約もご用意しております。
	建物明渡	着手金:案件により別途見積 報酬金:弁護士名での通知書発送で解決...5万円 訴訟提起で解決...30万円 強制執行手続で解決...40万円~ (*仮処分手続を行った場合には上記に加え5万円)	
	建物明渡 (家賃滞納以外を理由とする場合)	着手金:交渉...10万円、裁判...30万円 報酬金:40万円 追加報酬金:強制執行手続...5万円~	交渉から裁判に移行した場合、裁判の追加着手金として10万円をいただき、10万円+10万円=20万円となります。(10万円+30万円=40万円とはなりません。)
	滞納家賃の回収	着手金:10万円 報酬金:回収金額の20%	建物明渡と同時に受任する場合は無料となります。

会社法・ 企業訴訟	株主総会への アドバイスや立会	20万円前後	株主総会へのアドバイスや立会を行うには長期的な準備が必要になるため、原則として顧問契約を締結させていただいております。
	株主代表訴訟	140万円前後	
	取締役解任に伴う 損害賠償請求訴訟	110万円前後	
	株主総会決議 取消請求訴訟		
	株主総会決議 無効確認請求訴訟		
	株主総会決議 不存在確認請求訴訟		
	株主権確認請求訴訟		
	株主総会議事録・ 取締役会議事録・ 会社寮簿・計算書類 の閲覧謄写請求訴訟	80万円前後	
	職務執行停止・代行 者選任の仮処分申立	80万円前後	
	取締役解任請求訴訟	110万円前後	職務執行停止・代行者選任の仮処分申立と同時にされた場合の費用については考慮させていただきます。
株主から複数の訴訟 を同時に提起された 場合	個別に見積もりさせていただきます。		
紛争代理・ 裁判対応	社長の刑事事件	正式裁判：90万円前後 略式裁判：70万円前後	
	事業譲渡	譲受人：80万円前後 譲渡人：60万円前後	
社内研修講師		10～20万円	

●個人のお客様向け

ご相談内容	弁護士費用	補足
不動産の任意売却・ 債務整理	<任意整理>債権者1社につき3万9000円 <民事再生>住宅ローンあり…42万9000円 住宅ローンなし…32万8000円 <自己破産>32万8000円 簡易な自己破産(同時廃止)手続の場合…21万3000円	不動産の任意売却に当たってお知り合いの不動産業者がない場合には、任意売却に精通した不動産業者を無料でご紹介させていただきます。また、不動産業者の仲介手数料も不動産の売却代金の中から賄えます。

不動産	共有不動産の解決に関する事件	着手金: 交渉…10万円 裁判…20万円 報酬金: 金銭を取得した場合…取得した金額の5% 不動産を取得した場合…不動産価格の5% 強制執行手続を行った場合の追加報酬金…5万円～	交渉から裁判に移行した場合、裁判の追加着手金として5万円をいただき、10万円+5万円=15万円となります。(10万円+20万円=30万円とはなりません。) ただし難易度が高い事件の場合、報酬を5%～10%の範囲で個別に見積もりさせていただきます。報酬金につきましては事前に見積を作成いたしますので無料法律相談をご利用下さい。
	相続財産に不動産が含まれる場合	着手金: 20万円 報酬金: 獲得できた金額の10%(交渉のみで解決した場合) 追加報酬: 交渉のみで解決…5万円 調停から訴訟手続もしくは審判手続に移行…5万円 判決への不服申立…20万円	報酬金については事案に応じてご相談できる場合がございます。詳細は無料法律相談の際に弁護士にお問い合わせ下さい。(※ただし、交渉の場合の最低の弁護士費用総額は70万円、調停・審判の場合の最低の弁護士費用総額は120万円となります。)
	相続財産に不動産が含まれる場合の遺留分減殺請求	着手金: 20万円 報酬金(交渉のみで解決した場合): 遺留分を請求する場合…獲得できた金額の10% 遺留分を請求された場合…相手の請求額から減額できた金額の10% 追加報酬: 交渉から調停手続に移行…5万円 交渉もしくは調停から訴訟手続に移行…5万円 判決への不服申立…20万円	
	底地・借地問題解決 家賃・地代の増減額請求	着手金: 交渉…10万円、裁判…30万円 報酬金: 40万円	交渉から裁判に移行した場合、裁判の追加着手金として10万円をいただき、10万円+10万円=20万円となります。(20万円+40万円=60万円とはなりません。) ただし、難易度が高い事件の場合、個別に見積もりさせていただきます。
	不動産の売買や賃貸借に関するその他の紛争	ご相談: 無料	
	不動産登記	着手金・報酬金は個別に見積もりさせていただきます。	
不動産の有効活用 生前の相続対策			

※費用はあくまで目安ですので、個々の事件によって変動する場合がございます。